

蒲郡市役所庁舎内壁面広告募集要項

1 趣旨

市では、新たな財源を確保するため、蒲郡市役所庁舎内の壁面に広告板を設置し、民間企業等の広告掲載を実施します。これに伴い、広告設置者（広告代理店等）を募集します。

広告設置者は広告主の募集、広告等の制作及び広告等の更新など壁面広告の管理運営をし、市に使用料（行政財産使用料）、広告掲載料を納付していただきます。

2 蒲郡市役所庁舎の概要

- (1) 所在地 蒲郡市旭町17番1号
- (2) 開庁時間 午前9時00分から午後4時30分まで
- (3) 休庁日 土曜日、日曜日、休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

3 事業内容等

(1) 事業内容

事業内容は、蒲郡市役所庁舎内の壁面に設置する壁面広告の作成・設置を行うものです。民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載していただきます。

広告設置者は、事業の実施に伴い、行政財産使用料及び広告掲載料を本市に納付していただきます。

- (2) 設置場所 別紙設置予定場所のとおり
（ア及びイ合計で3.0㎡以下になること。）

ア 蒲郡市役所庁舎本館正面玄関内柱壁面

フレームを含めA1版（594mm×841mm）程度の大きさ－2箇所

イ 蒲郡市役所庁舎本館市民課前柱壁面

フレームを含めB1版（728mm×1,030mm）程度の大きさ－1箇所

- (3) 設置期間

令和8年8月1日から令和11年7月31日まで（3年間）

4 掲載できない広告

蒲郡市広告掲載要綱第3条、蒲郡市広告掲載基準第3条及び蒲郡市役所庁舎内壁面広告取扱要領第3条各号の規定により掲載することができない広告は、掲載できません。

5 申込資格

- (1) 事業者として十分な資力、信用、経験及び管理運営能力を有し、壁面広告の作成、設置業務について、責任を持って取り組める者であること。
- (2) 提出した書類を本市が審査し、資力、信用及び設置条件等がこの要項に定

める項目を満たし、利用上支障がないこと。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）に該当する者

イ 過去に本市との契約条件に違反し、あるいは違反行為に関与したことがある者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、その他反社会的団体及びその構成員等である者

エ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

オ 市税、地方税又は国税等を滞納している者

6 施設使用等について

(1) 施設使用について

ア 行政財産使用許可

壁面広告の設置場所の使用については、地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産使用許可に基づく使用とします。また、広告内容等に関し、別途、壁面広告に関する協定書を本市と締結します。

イ 使用許可の期間

使用許可の期間は、令和8年8月1日から令和11年7月31日までとします。ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況等を勘案して、本市が支障がないと判断する場合は、3(3)に掲げる設置期間の範囲内において1年の期間を単位として、使用許可の更新を行うことができます。なお、更新については、設置条件等を変更しないことを原則とし、更新の際は、改めて行政財産使用許可申請書の提出が必要です。

(2) 行政財産使用料及び広告掲載料

ア 行政財産使用料

蒲郡市行政財産使用料条例に基づき、壁面広告の面積に応じて1平方メートル当たり1月につき4,000円を納付していただきます。

※1平方メートル未満の端数は1平方メートルとみなすため、面積は1平方メートルで計算します。

イ 行政財産使用料とは別に、広告掲載料を納付していただきます。広告掲載料の額は、1月につき1,000円以上とし、1,000円単位で広告設置者の提案によるものとします。

ウ 行政財産使用料及び広告掲載料は、各年度に本市が指定する納付書により、本市の指定する期日までに納付するものとします。

(3) その他必要経費等

壁面広告の制作、設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は広告設置者の負担とします。

(4) 設置条件

壁面広告は、別紙設置予定場所に示した場所の設置スペース内で設置することができます。設置場所を確認の上、設置する壁面広告の外形寸法を決定してください。

(5) 壁面広告の仕様

ア 本体が転倒するなどして来庁者に危険が及ばないように、入念な転倒防止対策を施してください。

イ できる限り、周囲と調和のとれた色合いにしてください。

(6) 使用上の制限

ア 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等の費用は市が指定する期日までに納付してください。

イ 壁面広告を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸し、担保に供することはできません。

ウ 広告主及び掲載する広告の内容については、蒲郡市広告掲載要綱、蒲郡市広告掲載基準及び蒲郡市役所庁舎内壁面広告取扱要領に適合するものとし、あらかじめ市の承認を受けてください。

(7) 維持管理等

ア 設置にあたっては、据付面を十分に確認した上で、安全に設置してください。

イ 破損・汚損や広告の変更等についてのメンテナンスをその都度行ってください。

ウ 故障及び広告内容への問い合わせ並びに苦情に備え、壁面広告に広告設置者の連絡先を明記するとともに、広告設置者の責任において対応してください。

エ 「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、蒲郡市が推奨するものではありません。」等の表示を施してください。

(8) 使用許可の取消及び変更

市が使用許可物件を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき又は許可の条件に違反する行為があったと認めるときは、使用許可の全部若しくは一部を取消し、又は変更することがあります。

(9) 原状回復

広告設置者は、許可期間が終了したとき又は使用許可が取消された場合は、速やかに原状回復を行ってください。なお、原状回復に際し、広告設置者は一切の補償を本市に請求することはできません。

6 申込方法

(1) 申込受付期間

令和8年6月25日（木）から令和8年7月3日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時00分から午後4時30分まで

(2) 受付場所

蒲郡市旭町17番1号 蒲郡市役所総務部行政課（新館4階）

(3) 提出書類

ア 壁面広告申込書

イ 申込者（広告代理店等）の履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は身分証明書。いずれも提出期限前3か月以内のものに限る。）

ウ 直近事業年度の納税証明書（国税、都道府県税及び市区町村税を完納していることがわかるもの。いずれも提出期限前3か月以内のもの）

エ 申込者（広告代理店等）概要

(4) 申し込みの手続き

受付期間内に、申し込みに必要な書類を受付場所に直接持参または郵送してください。

(5) 申込資格の確認について

提出された書類を受理し、内容を審査します。参加要件を満たさないと判断した場合のみ（申込資格不備等）受付を取り消し、その旨について後日電話連絡を行います。

(6) 申し込みに応じた留意事項

使用許可は、原則として申込書に記載された名義以外では行いません。

7 広告設置者の選定について

提出いただいた書類等に基づき、蒲郡市広告掲載要綱第7条に規定する蒲郡市広告審査委員会により業務実績及び信頼性などを総合的に評価した後、広告設置者（広告代理店等）を選定します。

なお、必要に応じて、来庁して説明していただく場合や、提出された書類等に対し質問させていただく場合があります。

8 広告設置者の選定結果について

広告設置者に決定した者へは、選定結果を別途お知らせするとともに、本市ホームページで公表します。なお、選定経過については公開しません。

9 行政財産使用許可申請等の手続き

広告設置者に決定した者は、担当者に確認の上、行政財産使用許可申請書（本市指定様式）を提出してください。

10 広告設置者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者の決定の取消しをする場合があります。

(1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きを申請しなかった場合

(2) 広告設置者が設置条件や申込資格を満たしていないことが判明した場合又は失った場合

11 その他

- (1) 広告設置者に決定した事業者は、別途本市と蒲郡市役所庁舎内壁面広告設置協定書を締結していただきます。
- (2) 設置作業は、本市と協議の上、実施してください。また、広告設置者選定結果の通知後速やかに設置までのスケジュールを提出してください。
- (3) 申請の手続及び履行に要する一切の費用は、事業者の負担とします。また、提出された申請書類等については、選定結果に関わらず一切返還しませんのでご了承ください。
- (4) 掲載広告については、別途、蒲郡市広告審査委員会において審査を実施し、その結果により広告内容の変更、取り消しをすることがあります。
- (5) 各掲載広告の広告主に市税等の滞納がある場合、広告の掲載はできません。
- (6) 本実施要項に定めのない事項は、地方自治法、同施行令、蒲郡市条例及び規則等の関係法令に定めるところにより処理します。

12 問い合わせ先

蒲郡市旭町17番1号 新館4階 蒲郡市役所総務部行政課（担当：野々山）

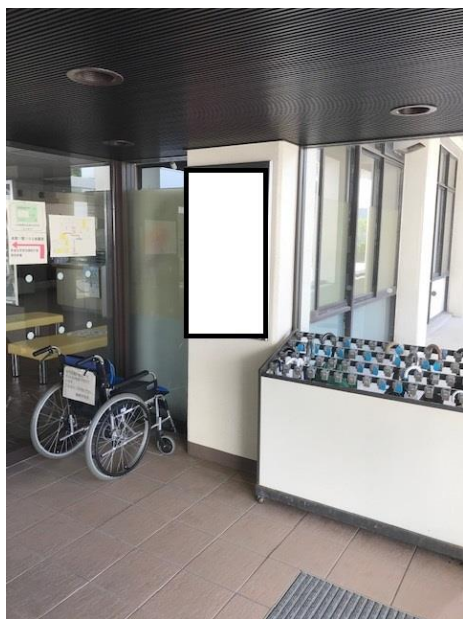
電話 0533-66-1155

FAX 0533-66-1183

メール gyosei@city.gamagori.lg.jp

庁舎壁面広告設置予定場所

(1) 蒲郡市役所庁舎本館正面玄関内柱壁面



(2) 蒲郡市役所庁舎本館市民課前柱壁面

